

## 社長のための勉強

令和4年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### 所得税の納付方法について

2021年度の確定申告の申告期限は3月15日(火)となっております。今回はそれに合わせて納税が発生した場合の納付方法についてご紹介いたします。結論から先に言いますと、振替納税(口座引落)が個人的には一番おススメです。その理由は3つあります。

- ① 納税する手間が省ける。  
振替納税による納付を選択すれば、納付書を持って銀行や税務署に行く必要がなくなります。
- ② 翌年以降は手続きが不要  
最初こそ手続きは必要ですが、翌年以降は自動で口座から引落になります。
- ③ 資金繰りが楽になる。  
振替納税を選択した場合は、納税を約1ヶ月遅らせることが可能です。2021年度分で考えてみますと、申告期限が2022年3月15日(火)ですが、口座引落日は2022年4月21日(木)となっております。

振替納税を利用したい場合は、【預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書】を税務署又は金融機関に提出する必要があります。2021年度から利用したい場合は、3月15日(火)の申告期限までに依頼書を提出して受理されている必要があります。

依頼書は国税庁のHPにありますので、そちらからダウンロードしてお使いください。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください